

でんさいネット用語集

電子記録債権 ・でんさいネットの用語	手形の用語	解説
電子記録債権 ／でんさい	手形	電子記録債権は、電子記録債権法に基づき、電子債権記録機関に電子記録がされることをその発生や譲渡等の要件とする金銭債権です。電子記録債権は、手形や指名債権を電子化したものではなく、新たな金銭債権として制定されています。また、でんさいネットが取扱う電子記録債権のことを「でんさい」といいます。他の電子債権記録機関の電子記録債権は、でんさいネットでは取り扱うことができません。また、でんさいも、他の電子債権記録機関で取り扱えることはできません。
電子債権記録機関	—	手形の振出しや譲渡は当事者間のみで行い、何らかの機関への申請や登録などは不要ですが、電子記録債権は、国の指定を受けた電子債権記録機関の記録原簿に電磁的記録がなされることにより、発生や譲渡など電子記録債権法で定められた電子記録債権としての効力が生じます。
窓口金融機関	当座預金を開設した金融機関(振出人) 手形取立を依頼する金融機関(手形の所持人)	でんさいネットでは間接アクセス方式をとっており、利用者はでんさいネットに参加している金融機関との間で利用契約を締結し、当該金融機関を通してでんさいネットを利用します。手形の場合、手形の所持人は金融機関に当座預金を開設していなくても手形の取立を金融機関に依頼することが可能ですが、でんさいの場合、債権者としてのみでんさいを利用する場合でも、でんさいネットの利用契約を締結する必要があります(債権者としてのみでんさいを利用する旨の特約を結ぶことも可能です(債権者限定特約)。)。
記録事項	必要的記載事項 任意的記載事項	手形と同様に、電子記録債権も電子記録債権法にて「記録しなければならない事項」と「記録をすることができる事項」とが定められています。但し、「記録をすることができる事項」は、各電子債権記録機関が業務規程にて定めることにより、対象を限定することができます。でんさいネットでは、手形と類似の制度とするため、分割払いの合意の記録を認めない等、「記録をすることができる事項」を限定しています。
—	白地手形	手形では、必要的記載事項の一部を空欄のまま振り出すことが実務上ありますが、でんさいネットでは、「記録しなければならない事項」と業務規程で定める「記録をすることができる事項」を全て記録する必要があります。なお、利用者の名称など属性に関する情報は、予め利用者が届け出たデータをもとに自動的に記録されます。
発生記録	振出し	手形は振出人が単独で振り出すことができますが、電子記録債権の発生は、債務者および債権者の双方が電子記録を請求することが法的要件です。でんさいネットでは、あらかじめ債権者が債務者に発生記録請求の権限を包括的に付与することで、手形の振出実務に即した形で債務者単独で発生記録の請求が行えるようにしています(債務者請求方式)。債権者は、発生したでんさいの内容を確認の上、債務者と合意した内容と異なっていた場合は、5銀行営業日以内であれば単独で取り消すことができます。でんさいネットでは、発生記録はこの債務者請求方式が原則となります。債権者からでんさいを発生させる方法(債権者請求方式)もありますが、窓口金融機関により取扱可否が異なります。
譲渡記録	裏書譲渡	でんさいネットでは、でんさいの譲渡を禁止する旨の記録を行うことおよび譲渡回数を制限することはできません(譲渡先を窓口金融機関に限定する旨の記録を行うことは可能です)。譲渡に関し手形と異なる点として、債権額の一部のみの譲渡が可能であることおよび譲渡記録のみでは譲渡人は譲受人に対し責任を負わないことがあります(⇒「譲渡保証記録」の解説をご参照ください。)
分割記録	—	電子記録債権は分割させることが可能です。でんさいネットでは、でんさいの債権額の一部を譲渡する場合にのみ分割記録は可能です。
譲渡保証記録	裏書人の担保責任	でんさいネットでは、でんさいの譲渡に手形の裏書譲渡と同様の効果を持たせるため、でんさいを譲渡する際に、でんさいの譲渡人を電子記録保証人、発生記録における債務者の債務を主たる債務とする保証記録をあわせて行うことを原則としています(でんさいネットおよび窓口金融機関が認める場合で、かつ譲受人が保証を不要とする場合は、譲渡保証記録なしで譲渡することも可能です。)

でんさいネット用語集

電子記録債権 ・でんさいネットの用語	手形の用語	解説
単独保証記録	手形保証	でんさいネットでは、譲渡を伴わずに発生記録における債務者の債務を主たる債務とする保証記録を行うことも可能です。
電子記録保証	—	電子記録債権にかかる債務を主たる債務とすることおよび電子債権記録機関に保証記録がされることを要件とする保証のことをいいます。民事上の保証とは異なる独自の効力が電子記録債権法にて定められています。譲渡保証記録と単独保証記録は譲渡に伴うものか否かで区別しており、ともに電子記録債権法上の電子記録保証です。
支払等記録	—	電子記録債権を弁済した旨を記録する電子記録をいいます。電子記録債権の発生および譲渡は電子記録が効力発生の要件となりますが、電子記録債権の弁済については、電子記録は効力要件ではありません。
特別求償権	遡及権	手形が不渡りとなった場合、遡及を受けて支払った裏書人がその前の裏書人に再遡及できると同様に、弁済をした電子記録保証人は、自分より前の電子記録保証人および発生記録における債務者に対して特別求償権を行使して一定の金額を請求することができます。
口座間送金決済	手形の取立	でんさいネットでは、でんさいの債務者の窓口金融機関が支払期日に債務者の口座から債権金額を引き落とし、債権者の窓口金融機関の口座に送金を行うことにより決済することを原則としています。でんさいの債権者は、手形の呈示や取立依頼のような手続は不要です。
支払不能	不渡	でんさいが債務者の資金不足等により支払期日に決済されないことをいいます。支払不能事由は第0号から第2号まであり、その区別は手形の不渡事由の第0号から第2号の各号に概ね対応します。
支払不能処分制度	不渡処分制度	でんさいネットでも、取引安全のために手形交換所の不渡処分制度と類似の制度を設けています。でんさいが支払不能になると、でんさいネットに参加している全ての金融機関に支払不能通知がなされるほか、同一債務者がでんさいの支払不能を6か月の間に2回生じさせると、当該債務者に対して取引停止処分が科されます。なお、手形交換所の不渡処分制度とは別個の制度であり、手形の不渡とでんさいの支払不能は別々にカウントされ、取引停止処分も各々で科されます。
取引停止処分	取引停止処分	6か月の間に2回支払不能のでんさいを生じさせた債務者へは、取引停止処分が科されます。当該債務者は、債務者としてのでんさいネットの利用ができなくなる他、でんさいネットに参加している金融機関との間の貸出取引が2年間禁止されます。
異議申立	異議申立	でんさいの支払不能事由が契約不履行や不正作出など第2号支払不能事由の場合に、債務者は期限までにでんさいの債権金額と同額の金額を異議申立預託金として窓口金融機関に預け入れることで、支払期日の前銀行営業日までであれば支払不能通知または取引停止処分の猶予を求めることができます。異議申立が受理された場合は、支払期日に決済されないことによる支払不能通知または取引停止処分の対象とはなりません。異議申立預託金の期限については、窓口金融機関にお問い合わせください。
開示請求	手形の記載事項の確認	電子記録債権の内容を確認したい場合など、利用者は、債権記録に記録されている事項または記録請求に際して電子債権記録機関に提供した情報の開示を電子債権記録機関に求めることができます。開示請求できる者および開示される事項の範囲は、電子記録債権および業務規程にて定められており、取引内容を第三者に知られてしまう心配はありません。でんさいネットでは、利用者は窓口金融機関を通して請求することになります。利用契約を解約した後も請求することが可能です。